

休泊川流域において 「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定手続きを行います

県では、令和元年東日本台風(台風第 19 号)で大きな浸水被害が発生した休泊川流域において、関係市町と連携した「流域治水」を加速するため、県内で初めて「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定に向け、手続きを進めます。

1. 概要

近年の水害の激甚化・頻発化、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年5月に、「特定都市河川浸水被害対策法」(以下、「法」という。)が改正されました。

このたび、法第3条第9項の規定に基づき、令和元年東日本台風により大きな浸水被害が発生した一級河川利根川水系休泊川流域において「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定するために、今後、1市2町(太田市、千代田町、大泉町)の長及び関係する下水道管理者への意見聴取等の手続きを順次進めます。

特定都市河川等の指定により、国・県・市町・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

2. 今後のスケジュール(予定)

- 令和5年 7月～： 流域住民への周知・広報
- 9月～： 関連条例の審議
- 年内： 特定都市河川等の指定

別紙1： 指定予定の特定都市河川及び特定都市河川流域

別紙2： 流域治水及び特定都市河川浸水被害対策法の概要